

三輪の自動車の区分

内閣総理大臣が指定する三輪の自動車を、二輪車とみなす。(平成21年9月1日施行)

(内閣府告示)

内閣総理大臣が指定する三輪の自動車は、次のすべての要件を満たすものとする。

- 3個の車輪を備えていること。
- 車輪が車両中心線に対して左右対称の位置に配置されていること。
- 同一線上の車軸における車輪の接地部中心点を通る直線の距離が460ミリメートル未満であること。
- 車輪及び車体の一部又は全部を傾斜して旋回する構造を有すること。



三輪の自動車の例(ピアaggio社製三輪自動車)

留意事項

- 運転には普通免許でなく、二輪免許が必要です。
- 運転の際に乗車用ヘルメットの装着が必要です。
- 二輪車の運転経験が1年(高速道路を運転する場合は3年)未満の場合は、二人乗りをすることができません。
- 特定二輪車を運転する方は、二輪車に対する通行禁止等の交通規制に従わなければなりません。
- 特定二輪車の高速道路における最高速度は、100km毎時となります。